

総務文教委員会

委員長
委員

坂本靖男 副委員長 高橋裕子
岩切幹嘉・五藤源寿・榎朋之・迫賢二・白水勝己

主に議論となった内容

◎平成26年度一般会計補正予算

歳入は、個人市民税の所得割の上昇で増となり、市民税全体で0.15%の微増が見込まれることや、各種事業に対する補助金、総選挙委託金等の増額など。歳出は、職員給与費や生活保護費、私立幼稚園就園奨励費補助金の増額など。

- Q 市報1/1号と一緒に市民に届けられる「文化財ガイドブック」作成の補助金の率は。
- A 国から2分の1の補助を受ける。
- Q 私立春日やよい保育園施設整備事業費について今回公募によらなかつた理由は。
- A 設置者が自らの社会福祉法人設立時に園舎の用地を寄付しているため用地の確保ができていることや、長年にわたって良好な保育を行ってきた実績があることによる。
- Q 障害児通所給付費が上昇している要因は。
- A 放課後等デイサービス給付費が増加した。その要因は、①平成24年の法改正により施設の認可が取得しやすくなつたため、施設数が増加したこと。②潜在的ニーズがあり、近年、施設数がニーズに追いついてきたことが挙げられる。

◎スポーツセンターの指定管理者の指定

(株)コナミスポーツ＆ライフを代表企業とする共同企業体「春日まちづくりパートナーズ」を指定し、総合スポーツセンター体育館、温水プール、屋外競技施設及び西スポーツセンター野球場の4カ所の管理を行わせる。

- Q 代表企業の本社が東京にあるが、どういう手法で本市の実態を把握し計画を出しているのか。

- A 3年前からのべ50回本市に来て調査しており、独自の市民アンケートなどの調査結果を基に提案書を出したと報告を受けている。

- 要望** 各事業者からの提案はどれも素晴らしいもので、その中からの選定であると報告を受けている。今後の運営に当たつては、事業計画に基づいた事業の実施に対し、厳格なチェックを行つてほしい。

◎市職員の給与に関する条例の一部改正

- Q 7年ぶりの引き上げというが、その間引き下げがあり、7年前の水準に戻っていないのでは。

- A 3回引き下げがあつてあり、今回上げても7年前の水準には追いつかない。

市民厚生委員会

委員長
委員

前田俊雄 副委員長 米丸貴浩
竹下尚志・松尾徳晴・塚本良治・近藤幸恵

主に議論となった内容

◎保育所設置条例の一部改正

子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、公立保育所の保育料の徴収根拠、時間外保育事業及び一時預かり事業に関し、規定の整備を図る。

- Q 平成27年4月の新制度移行後の利用者の手続き(入所申込み、料金の支払い等)の変更点は。

- A 現行と変わらない。

- Q 保育所の管理を指定管理者が行う場合、一時預かり事業等の利用料金の扱いは変わるのである。

- A 現行と同じく指定管理者の収入となる。

◎教育・保育給付の認定及び保育所における保育の実施等に関する条例の制定

- Q 保育の認定範囲は広がるのか。

- A 「同居の親族」を保育の必要性の判断としないことになつたため、認定範囲は広がる。

- Q 待機児童の数が増えるのではないか。

- A 現在は待機児童数に含めない「求職活動を行つてゐる場合」が、今後待機児童数に含まれる可能性があり、その場合は影響が大きいと考える。

保育の受け皿については、認定こども園の新制度への移行に伴い、平成27年度には40人、認定こども園が認可保育所になる平成28年度には50人を確保できる予定である。

- Q 新制度移行後において、入所決定をする場合の優先順位は変わるのである。

- A 優先順位のつけ方については、再度整理を行つてあるところだが、大幅には変わらない。

- Q 待機児童が一人でもいるならば、その一人を何としても入所できるようにすべきでないか。

- A 受入枠確保に向けて最大限努力したい。

◎介護保険事業特別会計補正予算

要支援者のサービス受給者数が計画での推計を上回つて増加したことに伴い、介護予防サービス給付費を増額する。

- Q 介護予防サービスが増加しているが、今後も増加傾向が続くのか。

- A 平成25年度から伸びが見られ、今後も増加していくと考えている。

- Q 介護予防サービスの適正化を図るため、ケアプランチェック事業を行つてゐるか。

- A 従前から行い、適正化に努めている。

地域建設委員会

委員長
委 員

武末哲治 副委員長 中原智昭
村山正美・柴田英明・與國洋・野口明美

主に議論となつた内容

◎下水道会計補正予算

職員の人事異動により、財源、事務事業費等に異動を生じたことに伴い補正予算を調整した。収益的収入は、最終的に22万4千円を減額し、総額約24億1459万円に補正。収益的支出は、最終的に24万4千円を減額し、総額約20億5443万円に補正した。

また、資本的支出は最終的に16万7千円を増額し、総額約21億5154万円に補正する。

Q 給与、法定福利費は減額となっているが、手当等が、増額となっている理由は。

A 人事異動により、職員の子ども関係の手当が発生したため増額となつた。

Q 予算書の記載において、人件費以外の要素が含まれていないのであれば、水質規制経費増、分流式下水道経費増ではなく、「職員給与費増による」と明記するべきではないか。

A 今後は適切な表現にしたい。

◎市道路線の廃止及び認定

市道第1337号路線(下白水北4丁目～須玖南6丁目)福岡女学院大学バス停付近の開発行為のため市道の廃止・認定を行う。

Q 道路完成前に市道を認定する理由は。

A 開発行為以外の区間が廃止された場合に、認定外道路とならないように、既存の道路も含んだ上で、一つの路線として認定を行い、認定の空白期間を作らないため。

◎交通事故に伴う損害賠償の専決処分

公用車の交通事故に伴う損害賠償のうち、人的損害の一部に係る損害賠償の額を決定した。

Q 自賠責保険からの支払いはあるのか。

A 被害者に対しては任意保険会社がまず支払いその後、自賠責保険会社に請求する。

要望 事故の実態について厳しく確認することが、今後の再発防止につながるため、市全体で公用車の事故防止に取り組んでほしい。

議会改革特別委員会

委員長
委 員

村山正美 副委員長 松尾徳晴
全員

主に議論となつた内容

9月定例会において、全議員による特別委員会が設置され、予算・決算の審査、政務活動費の交付とも関わる会派制のあり方とその是非について、閉会中とあわせ5回にわたって審査を行つた。委員会では、本市議会で行つてきた議会改革の検証、会派制導入前後の初議会の経過、任期中の会派の変遷、会派所属議員間の議案に対する賛否の問題など、資料を収集・分析し、審査を行つた。予算・決算の審査のあり方では、全議員で一般会計の当初予算、補正予算及び決算の審査を行う常任委員会の設置について検討を行つた。

◎予算・決算の審査のあり方

常任委員会の設置は、定例会の会期日数の増加や、3常任委員会の付託議案のバランスなどを考慮し、見送つた。また、補正予算の審査は、従来どおり、総務文教委員会で行うこととした。

決算については、これまでよりもさらに重要性が増していることから、決算審査特別委員会の構成を、予算審査特別委員会と同様に全議員とすべきとの結論に至つた。

◎会派制

本市議会の議会改革に関する経過、会派制導入前後の議会運営の変化などを踏まえた論議の過程で、会派制の廃止や1人会派を認めるなどの意見が出された。

しかし、平成7年に会派制を導入して以後、本市議会は4度の市議選及び初議会を経験し、議会の構成について、一定の蓄積と習熟があることから、今後も現状の会派制（所属議員2人以上を会派として認める会派制度）を踏襲することとした。

また、会派に属さない議員については、議長等が十分に意見を聴取し、排除としない、これまでと同様の議会運営を行うことを確認した。

◎政務活動費の交付

議会運営委員会において、支給対象を全議員とすることが決定されており、使途については、これまで良識が守られていることから、引き続き、市民から批判を受けることがないよう、この良識を発揮することを確認した。